

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第18号

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年鈴鹿市規則第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年鈴鹿市条例第21号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要	1 1の月に介護に要する費用を支出して	その月における介護に要する費用	常時介護を要	1 1の月に介護に要する費用を支出して	その月における介護に要する費用

	する 状態	介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除く 。)	として支出 された費用 の額 (その 額が <u>177,950</u> 円を超える ときは、 <u>177,950円</u>)		する 状態	介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除く 。)	として支出 された費用 の額 (その 額が <u>172,550</u> 円を超える ときは、 <u>172,550円</u>)
		2 1の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があるとき (その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあっては 、当該介護に 要する費用と して支出され た額が <u>81,290</u> 円以下である ときに限る。)	月額 <u>81,290</u> 円 (新たに 介護補償を 支給すべき 事由が生じ た月にあつ ては、介護 に要する費 用として支 出された額)			2 1の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があるとき (その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあっては 、当該介護に 要する費用と して支出され た額が <u>77,890</u> 円以下である ときに限る。)	月額 <u>77,890</u> 円 (新たに 介護補償を 支給すべき 事由が生じ た月にあつ ては、介護 に要する費 用として支 出された額)
	随時 介護 を要 する 状態	1 1の月に介 護に要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき	その月にお ける介護に 要する費用 として支出 された費用		随時 介護 を要 する 状態	1 1の月に介 護に要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき	その月にお ける介護に 要する費用 として支出 された費用

	(次項に掲げる場合を除く。)	の額(その額が<u>88,980</u>円を超えるときは、<u>88,980</u>円)			(次項に掲げる場合を除く。)	の額(その額が<u>86,280</u>円を超えるときは、<u>86,280</u>円)		
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>40,600</u>円以下であるときに限る。)	月額<u>40,600</u>円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)			2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>38,900</u>円以下であるときに限る。)	月額<u>38,900</u>円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。